HIKARI 光通信・知財の窓
―光内外特許事務所―
所長・弁理士 中谷 光夫
東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル５F
TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785
hikari.naigai@mbr.nifty.com
http://www.hikari-naigai.com/

1月号
2016・1・10

謹賀新年

平成28年元旦

新　春　展　望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

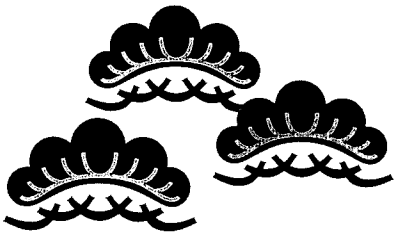

恒例のようになった日本人のノーベル賞受賞

日本人にノーベル賞が授与されるニュースが毎年12月の恒例になったかのようです。昨年は、大村智・北里大特別栄誉教授にノーベル医学生理学賞が、梶田隆章・東京大宇宙線研究所長にノーベル物理学賞が授与されました。ノーベル医学生理学賞は2012年の山中伸弥iPS細胞研究所長（京都大学教授）以来３年ぶり、ノーベル物理学賞は前年の赤崎勇名城大教授、天野浩名古屋大教授、中村修二米カリフォルニア大サンタバーバラ校教授に引き続くものでした。

2001年以降の自然科学系のノーベル賞受賞は15人となり、外国国籍の受賞者２人を含めて日本人のノーベル賞受賞は合計24人となりました。

毎年恒例のようになったかに思われる光景は、科学技術立国・日本の底力を示すものと思われます。

受賞決定の会見で独創性の大切さについて「まねをしては人を超えられない」とおっしゃっていた大村教授の姿勢や、「人類の知の地平線を拡大するようなもの」とご自分の研究分野を説明されていた梶田教授の真摯に研究に取り組む姿勢を私たちの日々の研究・開発活動の中で見習いたいものです。

新しい年を自らの知恵と力で切り拓く

2012年末から開始された「アベノミクス」と称される現政権の経済政策は４年目に入ります。昨年６月30日には、設備や技術、人材等に対する「未来投資による生産性革命の実現」と、活力ある日本経済を取り戻す「ローカル・アベノミクスの推進」の二つを車の両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国にすることを目指して「『日本再興戦略』改訂2015」が閣議決定されました。東京でオリンピック・パラリンピックが開催される2020年を一つのめどにして本年も種々の政策が展開されることが期待されます。

中国経済の動向や、米国の金利引き上げ、等の影響が予想されますが、政府が進める様々な経済政策によるだけでなく、私たちにも、自らの知恵と、力で、状況を切り開く経済活動を展開することが要請される年になると思われます。

昨年の夏、日本経済新聞社が行った2015年度の「研究開発活動に関する調査」によれば、回答企業の約３分の１の111社が過去最高の研究開発費を投じることになっていました。前年（2014年度）の研究開発費についても回答があった主要268社の2015年度研究開発投資額は11兆7980億円で、増加率は前回調査の４％を上回ったということでした。

これは、日本の製造業各社が、数年先を見据えて競争力の源泉となる新技術の開発に従来以上に積極的に取り組んでいることを示すものといえます。

我が国における全企業数の99％以上を占める中小企業に対しても、成長の後押しをすべく様々な政策が展開されるものと思われますが、ここでも、積極的な研究開発費投資に乗り出している大企業と同様に、数年先を見据えた、企業活動の展開が要請されると思われます。

経済産業省は昨年夏以来、中小・中堅企業の更なる成長を後押しする、成長戦略の見える化の一環としてWebサイト「ミエル☆ヒント」を開設し、企業が飛躍するカギとなった具体的な事例（約200社、随時アップデート）の紹介を始めました。多数紹介されている成功事例、成功に至らなかった事例は、多くの中小・中堅企業が自らの知恵と、力で、状況を切り開く経済

活動を展開する上での貴重な参考になるのではないかと思われます。

事業の発展に結び付く知的財産活動の展開

我が国に特許制度が創設されてから昨年で130年になりました。天然資源の豊富でない我が国にとって、人間の頭の中で作り出される、新規で、知的な情報であって、財産的な価値に結びつく発明などの知的財産は、明治以来、今日までの我が国の発展に重要な役割を果たしてまいりました。

今日では我が国企業の国際的な展開が進んでいることから、我が国の企業全体の知的財産関係の実施料等の対外収支が2014年で１兆6950億円と過去最高の黒字を記録するに至っています。

政府は昨年６月19日に「知的財産推進計画2015」を閣議決定し、昨年11月には総理出席の下で知的財産戦略本部会合を開催してそのフォローアップと、「知的財産推進計画2016」に向けた検討体制を構築しました。同時に、知的財産分野におけるTPP（環太平洋パートナーシップ）への政策対応も決定されました。日本国内だけでなく、太平洋地域内における知的財産を活用した我が国企業等による事業活動の促進を目指すとされています。

昨年、ノーベル医学生理学賞を受賞された大村教授は、1970年代から製薬会社との間で産学連携の契約を取り交わし、特許などによって大きなロイヤリティ収入を得る一方で、世界保健機関（WHO）による年間３億人へのイベルメクチン無償提供を実現しています。これにより、熱帯地方で流行し患者の２割が失明するおそれがあるとされるオンコセルカ症、等の治療に大きな貢献が果たされました。

新規で、有用な発明を生み出し、育て、活用する知的財産活動が、一企業の発展・事業拡大だけでなく、広い世界における生活の安定、向上、そして社会の発展、発達に結びつくことを示した実例といえます。

このような実例に学びつつ、大きな希望を持って、新しい一年を始めたいものです。

以上

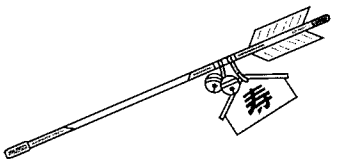

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

優れた論文は産業界に有用
特許の被引用回数など分析
～京大チームが調査～

学術界で高い評価を得た論文は、特許の出願書類にも多く引用され、産業の研究開発にも有用であることが、京都大学の研究チームの調査によって明らかになった。

京都大経済学研究科の依田高典教授のグループは、生命科学と医学系分野の研究者の論文数、引用数を、世界最大級の学術データベースであるエルゼビア社の「スコーパス」を使用して調べ、総被引用数が多い順に上位100人の日本人研究者を抽出。この100人が1996～2009年に責任著者として発表した論文4736本が1996～2012年の間に、他の論文や特許出願に引用された回数を調査した。

●山中教授のiPS論文が１位●

特許への被引用数を調べた結果、最も多かったのは、京都大学の山中伸弥教授が2007年に米科学誌「セル」に発表したiPS細胞（人工多能性幹細胞）に関する論文。特許出願への被引用数は441回。被引用数が多い上位10本のうち、山中教授の論文は３本だった。

論文への被引用数１位も山中教授のiPS細胞に関する論文。被引用数は2670回で、平均引用回数（54回）の約49倍だった。

このほか、世界的な免疫学者の審良静男・大阪大学教授らの論文をはじめ、論文への被引用度が高い論文は、特許でも被引用度が高くなることが確認できた。

研究チームは「学術界で質が高いと評価された論文は、特許にも多く引用されていることが裏づけられ、産業の研究開発にも有用であることが証明された」と説明している。

審　決　紹　介

「スナック菓子，せんべい」及び「スナック菓子・せんべいの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「サンドイッチ」とは非類似商品・役務であるため、商標「幸せBOX」と引用商標「しあわせBOX」は商標法第４条第１項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2015−8262号、平成27年9月10日審決、審決公報第190号）

１　本願商標

本願商標は、「幸せBOX」の文字を標準文字で表してなり、第30類「スナック菓子，せんべい」及び第35類「スナック菓子・せんべいの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を含む商品及び役務を指定商品及び指定役務として、平成26年４月22日に登録出願されたものである。

２　原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、本願商標「幸せBOX」に係る指定商品及び指定役務中の「スナック菓子，せんべい」及び「スナック菓子・せんべいの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供（以下、「スナック菓子・せんべいの小売等役務」という。）と引用商標「しあわせBOX」に係る指定商品中の「サンドイッチ」とが類似するものである旨認定、判断し、商標法第４条第１項第11号に該当するとして、本願を拒絶したものである。

３　当審の判断

「サンドイッチ」と「スナック菓子，せんべい」の取引の実情を見るに、前者は、主にチルド食品として販売され、主食であり、「スナック菓子，せんべい」は、常温で保存でき、携帯が容易であり、主におやつであり、食品の点で共通するものの、その種類、性質において関連性がなく、用途においても少なからず相違する。

また、原材料について、「サンドイッチ」と「スナック菓子，せんべい」の主たる原材料に共通性もない。

さらに、商品の生産過程について、「サンドイッチ」は、パン製造業者等、「スナック菓子，せんべい」は、菓子専門の製造業者による生産が主であり、販売過程では、前者はパン及びサンドイッチ専門の製造業者の直営店での製造小売、各種小売店・テイクアウト方式の喫茶店等の飲食店のパン類売り場等での販売、後者は、菓子の製造業者の直営店での製造小売、各種小売店のスナック菓子等の売り場での販売であり共通性がない。

加えて、需要者の範囲について、飲食料品の需要者は、一部を除き、全て共通性を否定できず、商品の類否判断においてこれのみを重視することは適切でなく、また、両商品を求める需要者は、商品購入の目的が異なる。

よって、生産部門、販売部門、原材料及び用途等が異なることからみて、その出所について混同を生じるおそれはない、非類似の商品である。

また、「スナック菓子・せんべいの小売等役務」と「サンドイッチ」との類否についても、上記と同様であり、製造、販売とが、同一事業者により行われることが一般的でなく、その用途、提供場所と販売場所も、一致しない。さらに、需要者の範囲が一致するかについても、前記と同様である。

よって「スナック菓子・せんべいの小売等役務」と「サンドイッチ」とは、その商品の製造及び販売と役務の提供を行う事業者、用途、商品の販売場所と役務の提供場所等からみて、別異のものであり、互いに非類似の商品及び役務である。

以上からすれば、本願商標は、引用商標と類似の商標ではあるが、引用商標の指定商品と同一又は類似の商品及び役務について使用をするものではないから、本願商標が商標法第４条第１項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

別掲１（本願商標）は、自他商品役務の識別標識としての機能を果たし得るから、商標法第３条第１項第５号には該当しない、と判断された事例（不服2015−6576号、平成27年7月22日審決、審決公報第189号）

別掲１
（本願商標）

１　本願商標

本願商標は、別掲１の構成からなり、第９類、第35類、第36類、第42類及び第43類に属する商品及び役務を指定商品及び指定役務として、平成25年11月１日に登録出願されたものである。

２　原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、水色の肉太の頂点が丸みを帯びた三角形よりなるところ、これは極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなるものであり、三角形、正方形、円形等の図形は、標章の輪郭を表すためのものとして、普通に採択使用されている実情がある。そうとすると、本願商標は、三角形の輪郭としての形象を脱し得ず、いまだ普通に用いられる方法で表示されたものといわざるを得ない。してみれば、本願商標は、特殊な態様からなるものとはいうことができず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといわざるを得ない。したがって、本願商標は、商標法第３条第１項第５号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

３　当審の判断

本願商標に係る図形を全体としてみるに、太い線で表されている三角形は、その３つの角が、いずれも外側よりも、内側の角が鋭角になるように表されており、外側の角が丸みを帯びていることにより、バランス良く安定した印象を与える一種特有な図形よりなるものとみるのが相当である。また、職権調査によっても、当該図形が輪郭等として普通に採択、使用されている事実も見出せない。そうとすると、本願商標は、これをその指定商品及び指定役務について使用しても、自他商品及び役務の識別標識としての機能を果たし得るものと認められる。

したがって、本願商標が商標法第３条第１項第５号に該当するとした原査定は、妥当でなく、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お　し　ら　せ

◉商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）	
昭和31年	商標登録第 482298号～第 483683号
〃 41年	〃　第 708802号～第 711993号
〃 51年	〃　第1202718号～第1207189号
〃 61年	〃　第1866822号～第1874500号
平成８年	〃　第2714301号～第2714988号
平成８年	〃　第3162201号～第3173300号
平成18年	〃　第4956739号～第4966811号
各年の６月１日～６月30日までに設定登録された商標権	

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前６ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後６ヶ月は登録申請できます）。

平成９年４月１日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

◉特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から３年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成25年２月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは１月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◉特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料（第１年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm

◉特許、商標の出願状況

	特　許	商　標
27年　月分	24,439	12,656
前　年　比	93％	114％

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm